

国立大学法人愛知教育大学職員給与細則

2004年 4月 1日
細則 第 3 号

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人愛知教育大学職員給与規程（2004年規程第12号。以下「給与規程」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(本給の調整額)

第2条 給与規程第23条に規定する本給の調整額は、次表に掲げるいずれかに該当する職員について調整を行い、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第1に掲げる調整基本額にその者に係る次表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

勤務箇所	職 員	調整数
大学院の研究科	(1) 教授、准教授又は講師で大学院に置かれる研究科の担当を命じられた者（以下「大学院担当教員」という。）のうち、後期3年博士課程において、講義、演習、実習又は実習の指導を担当する者、又は主任として学生に対する研究指導等を担当する者	2
	(2) 大学院担当教員のうち、専門職学位課程又は修士課程において、次のいずれかに該当するもの ア 3人以上の学生に対する研究等指導を担当する者 イ 2人の学生に対する研究等指導を担当し、かつ、直接に年度を通じて合わせて2単位以上の授業科目を担当する者 ウ 1人の学生に対する研究等指導を担当し、かつ、直接に年度を通じて合わせて4単位以上の授業科目を担当する者	1.5
	(3) 大学院担当教員のうち、専門職学位課程又は修士課程において、次のいずれかに該当するもの ア 2人の学生に対する研究等指導を担当する者 イ 1人の学生に対する研究等指導を担当し、かつ、年度を通じて合わせて2単位以上の授業科目を担当する者 ウ 直接に年度を通じて合わせて4単位以上の授業科目を担当する者	1
	(4) 大学院担当教員のうち、専門職学位課程又は修士課程において、次のいずれかに該当するもの ア 1人の学生に対する研究等指導を担当する者 イ 直接に年度を通じて2単位以上4単位未満の授業科目を担当する者	0.5
	(5) 専門職学位課程又は修士課程の学生の指導に従事する助教	0.5
附属特別支援学校	特別支援教育に直接従事することを本務とする教員（校長を除く）	1

備考 この表の職員欄における2以上の区分に該当する場合には、最も多い調整数により額を算定する。

2 大学院担当教員による研究等指導は、1人の学生に対して原則として1人をいうものとし、後期3年の博士課程及び修士課程にあつては主任として大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第11条に規定する研究指導を担当するものをいい、専門職学位課程にあつては当該課程での実践研究省察の成果物の作成等に対する指導を主に担当するものをいう。なお、研究等指導を行う学生には、休学及び停学中のものを含まない。

(管理職手当)

第3条 給与規程第24条に規定する管理職手当は、本給月額 100 分の 25 を超えない範囲で別表第2に定める額とする。

2 職員が、別表第2の職名欄に掲げる職名のうち2つ以上の職名を兼ねる場合は、それぞれの職名のうち最も高い額により支給する。

3 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の労働時間を超えて勤務等した場合における割増賃金相当額を含むものとする。

4 管理職手当を支給される職員が、休暇及び欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（給与規程第19条第1項及び業務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しないことについて特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。

（初任給調整手当）

第4条 給与規程第25条に規定する初任給調整手当は、月額 $50,300$ 円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 在職する職員のうち、給与規程第25条第1項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第3に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項の規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

4 初任給調整手当を支給されている職員が休職（給与規程第19条第1項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）にされた場合の期間は、支給期間に含まないものとする。

5 給与規程第25条に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認められた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第5条 給与規程第26条第2項に規定する扶養手当の月額は、給与規程第26条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき $6,500$ 円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、 $3,500$ 円）、給与規程第26条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき $10,000$ 円とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、 $5,000$ 円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（地域手当）

第6条 給与規程第27条第1項に規定する地域手当の支給は、別表第4の支給地域欄に掲げる地域とし、同表の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第7条 給与規程第28条第2項に規定する住居手当の月額、次表に掲げる職員の区分欄に掲げる手当額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

職員の区分	手当額	
給与規程第28条第1項第1号自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国又は国立大学法人から宿舍を貸与されている職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
	イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
	ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
給与規程第28条第1項第2号 給与規程第30条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国又は国立大学法人から貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められたもの	前号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

(通勤手当)

第8条 給与規程第29条第2項に規定する通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員 学長が別に定めるところにより算出したその者の1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額が、55,000円を超えるときは、55,000円
- 二 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員 次表に定める額（平均1ヶ月当たりの通勤所要回数が10回以下の職員にあっては、その額の2分の1の額）

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,400円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,300円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,200円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	13,200円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	16,100円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	19,100円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	22,000円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,900円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	27,900円

使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	30,800円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	33,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	36,700円

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員
交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して給与規程に定める区分に応じ、前2号に定める額（運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円）、第1号に定める額又は前号に定める額

2 勤務箇所を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらのものとの権衡上必要があると認めたものの通勤手当の月額を、学長が別に定めるところにより算出したその者の1月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（当該額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び同項の規定による額の合計額とする。

3 給与規程第29条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

（単身赴任手当）

第9条 給与規程第30条第2項の規定により単身赴任手当の月額に加算する額は、交通距離の区分に応じて、次表に定める額とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円
2,000km以上	2,500km未満	64,000円
2,500km以上	3,000km以上	70,000円

（高所作業手当）

第10条 給与規程第31条第2項第1号に規定する高所作業手当は、施設課に所属する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき200円（作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、120円）とする。

（入試業務手当（大学入学共通テスト））

第10条の2 給与規程第31条第2項第2号に規定する入試業務手当として、職員が、大学入学共通テストの試験日に当該試験業務に従事した場合に、次表の区分により入試業務手当（大学入学共通テスト）を支給する。

職員区分	支給額	摘要
教育職員	16,000円	1日につき

事務職員、技術職員	12,000 円	1日につき
-----------	----------	-------

(入試業務手当(大学入学共通テストを除く))

第10条の3 給与規程第31条第2項第2号に規定する入試業務手当として、職員が次表に定める入試業務に従事した場合には、入試業務手当を支給する。ただし、当該入試業務の管理に対する管理職手当の支給を受けている職員を除く。

一 大学に勤務する教育職員

入試区分	業務区分	支給額	摘要
個別学力検査 (前期日程、後期日程)	問題作成・問題点検	7,000 円	業務1回につき
	試験監督・実技検査・面接試験	6,000 円	業務1回の時間が4時間を超える場合
		3,000 円	業務1回の時間が4時間を超えない場合
	採点(前期)	6,000 円	業務1回につき
	採点(後期)	3,000 円	業務1回につき
総合型・学校推薦型選抜	問題作成・問題点検	3,000 円	業務1回につき
	試験監督・実技検査	6,000 円	業務1回の時間が4時間を超える場合
		3,000 円	業務1回の時間が4時間を超えない場合
	面接試験・採点	6,000 円	業務1回の時間が4時間を超える場合
		3,000 円	業務1回の時間が4時間を超えない場合
大学院入試 (一次、二次)	問題作成・問題点検	3,000 円	業務1回につき
	試験監督・実技検査・面接試験・採点	6,000 円	業務1回の時間が4時間を超える場合
		3,000 円	業務1回の時間が4時間を超えない場合
帰国子女入試、外国人留学生入試、第2(3)年次編入学試験、特別支援教育特別専攻科の入試	左記入試業務	3,000 円	業務1回につき

注) 業務1回の取扱いについては、時間数により区分している業務を除き、従事時間数にかかわらず、業務区分欄ごとに業務1回とみなす。

二 附属学校(附属高等学校を除く)に勤務する教育職員

入試区分	業務区分	支給額	摘要
一次、二次、帰国子女入試	問題作成・問題点検・採点	3,000 円	業務1回につき
		3,000 円	業務1回の時間が4時間を超える場合
	試験監督・実技検査・面接試験	1,500 円	業務1回の時間が4時間を超えない場合

注) ア 業務1回の取扱いについては、時間数により区分している業務を除き、従事時間数にかかわらず、業務区分欄ごとに業務1回とみなす。

イ 帰国子女入試は年に複数回実施される場合でも1年に1回の業務とみなす。

三 附属高等学校に勤務する教育職員

入試区分	業務区分	支給額	摘要
一般、海外帰国、連絡入学、推薦、二次試験	問題作成・問題点検	6,000 円	業務1回につき
	試験監督・実技検査・面接試験・採点	3,000 円	業務1回の時間が4時間を超える場合
		1,500 円	業務1回の時間が4時間を超えない場合
大学が実施する個別学力検査	問題点検	10,000 円	業務1回につき

注) 業務1回の取扱いについては、時間数により区分している業務を除き、従事時間数にかかわらず、業務区分欄ごとに業務1回とみなす。

(公開講座開講手当)

第10条の4 給与規程第31条第2項第3項に規程する公開講座開講手当は、職員が、愛知教育大学公開講座規程(2005年規程第19号)第2条に定める公開講座の講師として業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、公開講座の受講者数に応じ、業務に従事した時間1時間につき次表に定める額とし、1時間未満の端数が生じたときは、1時間あたりの額を按分して得た額を加算する。

受講者数	支給額
30人以下	4,000 円
31人以上	7,000 円

3 動画配信による形式で開講した場合の手当の額は、前項の業務に従事した時間は動画時間、受講者数は申込者数と読み替えて清算し支給する。ただし、過去と同一の講座名かつ同一の動画で開講した場合、半額の支給とする。

(幼稚園教員資格認定試験業務手当)

第10条の5 給与規程第31条第2項第4号に規定する幼稚園教員資格認定試験業務手当は、職員が、当該試験業務に従事した場合に、次表の区分により支給する。

職員区分	業務区分	支給額	摘要
大学に勤務する教育職員、附属幼稚園副園長	試験運営(当該試験日当日に限る。)・試験監督・答案採点	14,000 円	1日につき
事務職員、技術職員	試験運営(当該試験日当日に限る。)・試験監督	10,000 円	1日につき

(日本留学試験業務手当)

第10条の6 給与規程第31条第2項第5号に規定する日本留学試験業務手当は、職員が独立行政法人日本学生支援機構から委託された日本留学試験に従事した場合に、同機構の基準に基づき、次表の区分により支給する。

業務区分	支給額	摘要
試験本部統括(事前準備を含む。)	25,000 円	試験日当日1回につき
試験監督(事前準備を含む。)	25,000 円	試験監督業務の時間が5時間を超える場合1回につき

	13,000 円	試験監督業務の時間が5時間を超えない場合1回につき
看護師（事前準備を含む。）	20,000 円	看護師業務の時間が5時間を超える場合1回につき
	11,000 円	看護師業務の時間が5時間を超えない場合1回につき

（極地観測手当）

第10条の7 給与規程第31条第2項第6号に規定する極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給するものとする。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の区分に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

職員の区分	手当額
一般職本給表(一)7級以上及びこれに相当する職員	4,100円
一般職本給表(一)6級、5級、4級及びこれに相当する職員	3,100円
一般職本給表(一)3級及びこれに相当する職員	2,400円
一般職本給表(一)2級及びこれに相当する職員	2,000円
一般職本給表(一)1級及びこれに相当する職員	1,900円

（教員免許状更新講習手当）

第10条の8 削除

（大学・附属学校間授業担当手当）

第10条の9 給与規程第31条第2項第8号に規定する大学・附属学校間授業担当手当は大学に勤務する教育職員が本学の附属学校で授業を行った場合、または附属学校に勤務する教育職員が大学で授業を行った場合に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した時間1時間につき2,500円とする。

（安全衛生業務手当）

第10条の10 給与規程第31条第2項第9号に規定する安全衛生業務手当は、国立大学法人愛知教育大学安全衛生管理規程（2004年4月1日規程第15号）第5条及び第7条に規定する衛生管理者及び衛生推進者並びに同規程第6条に規定する産業医として選任された職員に支給する。

2 前項の手当の月額は、次のとおりとする。

- 一 衛生管理者及び衛生推進者 3,000円
- 二 産業医 5,000円

3 安全衛生業務手当を支給される職員が、休暇及び欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（給与規程第19条第1項及び業務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しないことについて特に承認のあった場合を除く。）は、その月の安全衛生業務手当は支給しない。

（教員特殊業務手当）

第11条 給与規程第31条第2項第10号に規定する教員特殊業務手当は、附属学校に勤務する教育職員で職務の級が教育職本給表(二)又は教育職本給表(三)の2級又は1級のものが、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次の各号に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

- 一 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- 二 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務
- 三 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じ、次表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号の業務	3,200円(被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
前項第2号及び第3号の業務	3,000円

(教育実習等指導手当)

第12条 給与規程第31条第2項第11号に規定する教育実習等指導手当は、附属学校に勤務する教育職員が、計画に基づく学生の教育実習(学長が定めたものに限る。)の指導業務又はこれに準ずると認められた業務に従事した場合に次表の区分により支給する。

業務区分	手当額	摘要
教育実習当日における学生の指導及び事前準備、事後整理	720円	1日につき
教育実習特別指導	2,800円	1時間につき

(教育業務連絡指導手当)

第13条 給与規程第31条第2項第12号に規定する教育業務連絡指導手当は、附属学校に勤務する教育職員のうち、次表に定める者でその職務が困難であるものとして、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

職種	学校	主任等	手当額
主幹教諭	—	—	1月につき10,000円
教諭	小学校	教務主任、校務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任	1月につき4,000円
	中学校	教務主任、校務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任、生徒指導主事	
	高等学校	教務主任、校務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任、生徒指導主事、進路指導主事	
	特別支援学校	教務主任、校務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任、生徒指導主事、進路指導主事(高等部のみ)	

注) 主幹教諭が主任等欄に掲げる職を兼ねる場合には、その兼ねる職について受けるべき手当は支給しない。

(クロスアポイントメント手当)

第13条の2 給与規程第31条第2項第13号に規定するクロスアポイントメント手当は、国立大学法人愛知教育大学クロスアポイントメント制度の適用に関する規程(2016年規程第28号)第2条第1項第1号によりクロスアポイントメント制度が適用された職員に対し支給することができる。

2 クロスアポイントメント手当は、本学と相手方機関との協議によって決定された一月当たりの給与額からクロスアポイントメント制度を適用しない場合に受け取る当該協議の給与額の算定基礎となった一月当たりの本給及び手当等の合計額を差し引いた金額が1,000円以上となる場合に支給し、支給額はその差額(1,000円未満切捨)とする。

3 前項の差額及び差額にかかる社会保険料事業主負担額等の必要経費を相手方機関が負担しない場合、クロスアポイントメント手当の支給を停止することができる。

(期末手当)

第14条 給与規程第34条に規定する期末手当については、それぞれその基準日現在(退職(死亡)した職員にあっては、退職(死亡)した日現在。以下この条及び第15条において同じ。)において職員が受けるべき本給、本給の調整額、扶養手当及び地域手当の月額合計額に、次表(1)に定める職員(再雇用職員は除く。)にあっては、本給、本給の調整額及び地域手当の月額合計額に、同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。ただし、次表(2)に定める職員(以下「表2の職員」という。)にあっては、役職段階別加算額と、基準日現在において職員が受けるべき本給月額に同表の定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を合計した額)を加算した額を基礎として、100分の122.5(表2の職員にあっては、100分の102.5)を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1) 役職段階別加算割合

本給表	職務の級	加算割合
一般職本給表(一)	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職本給表(二)	5級	100分の10
	4級・3級	100分の5
教育職本給表(一)	6級	100分の20
	5級	100分の15(学長が別に定める職員にあっては100分の20)
	4級・3級	100分の10(職務の級4級の職員のうち学長が別に定める職員にあっては100分の15)
	2級(学長が別に定める職員に限る。)	100分の5
教育職本給表(二)教育職本給表(三)	4級	100分の15(学長が別に定める職員にあっては100分の20)
	3級・2級(学長が別に定める職員に限る。)	100分の5(学長が別に定める職員にあっては100分の10)
医療職本給表(二)	8級・7級・6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級・2級(学長が別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職本給表(三)	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級・2級(学長が別に定める職員に限る。)	100分の5

表(2) 管理職加算割合

職名	加算割合
----	------

事務局長	100分の25
部長（事務系職員に限る。）	100分の15

表(3) 在職期間別割合

在職期間	割合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月以上6ヶ月未満	100分の80
3ヶ月以上5ヶ月未満	100分の60
3ヶ月未満	100分の30

2 職員が次の各号に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者

ロ 刑事休職者

ハ 停職者

ニ 育児休業、介護休業又は配偶者同行休業をしている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間（学長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員以外の職員

ホ 大学院修学休業職員

二 基準日1月以内に退職した職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職した日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職した後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ハ その退職した後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

3 前2項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（勤勉手当）

第15条 給与規程第35条に規定する勤勉手当については、それぞれその基準日現在において受けるべき本給、本給の調整額及び地域手当の月額合計額に、役職段階別加算額（表2の職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次表に定める割合及び勤務成績に応じて学長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及び地域手当の月額合計額を加算した額に100分の102.5（表2の職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月15日以上6ヶ月未満	100分の95
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	100分の90
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	100分の80
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	100分の70
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	100分の60
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	100分の50
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	100分の40
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	100分の30

1ヶ月15日以上2ヶ月未満	100分の20
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	100分の15
15日以上1ヶ月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

2 職員が次の各号に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。

一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 休職者（給与規程第19条第1項に該当する職員を除く。）

ロ 停職者

ハ 育児休業、介護休業又は配偶者同行休業をしている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ニ 大学院修学休業職員

ホ サバティカル制度により職務を免除されている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ヘ 長期研究・長期研修制度により職務を免除されている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

二 基準日1月以内に退職した職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職した日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職した後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ハ その退職した後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

3 前2項の規定にかかわらず、勤勉手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（義務教育等教員特別手当）

第16条 給与規程第36条に規定する義務教育等教員特別手当の月額、その者の受ける号俸に対応する別表第5に掲げる額とする。

2 附属幼稚園に勤務する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項に規定される額に2分の1を乗じて得た額とする。

（職務付加手当）

第16条の2 給与規程第38条の2条に規定する職務付加手当は、次の表に掲げる職務の区分に応じて支給する。

職務の区分	支給額（月額）
学長補佐	30,000円
附属特別支援学校主事	12,000円

備考 副学長を任期満了した者が学長補佐に任命された場合、学長はその者の支給額を50,000円とすることができる。

2 職務を付加されている職員が、第3条に規定する管理職手当を支給されている場合は管理職手当のみを支給する。ただし、職務付加手当の月額が管理職手当の月額を上回るときには、職務付加手当のみを支給する。

3 職務付加手当を支給される職員が、休暇及び欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（給与規程第19条第1項及び業務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しないことについて特に承認のあった場合を除く。）は、その月の職務付加手当は支給しない。

（実施に関し必要な事項）

第17条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、2004年4月1日から施行する。

(昇給に関する経過措置)

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により職員となった者（以下「承継職員」という。）のうち、施行日前に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律120号）附則第11項から第13項までの規定を適用された昇給の取扱いについては、学長が別に定める。

(調整手当の異動保障)

3 承継職員のうち、施行日前に給与法第11条の7の適用を受けていた職員の調整手当の支給については、同法が適用された日から3年の範囲内で2006年3月31日までの期間に限り、施行日前に受けていた調整手当の月額（以下「旧調整額」という。）を支給する。ただし、2005年4月1日から2006年3月31日までの間は、旧調整額に100分80を乗じて得た額とする。

附 則（2004年細則第5号）

この細則は、2004年4月26日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則（2004年細則第7号）

この細則は、2004年6月15日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則（2004年細則第11号）

1 この細則は、2004年12月1日から施行し、第10条の2及び第10条の3については、2004年10月1日から適用する。

2 (削除)

附 則（2005年細則第3号）

この細則は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2005年細則第4号）

この細則は、2005年6月1日から施行する。

附 則（2005年細則第5号）

この細則は、2005年7月4日から施行する。

附 則（2005年細則第6号）

この細則は、2005年10月24日から施行する。

附 則（2005年細則第7号）

この細則は、2005年12月12日から施行し、2005年12月1日から適用する。

附 則（2006年細則第1号）

1 この細則は、2006年4月1日から施行する。

2 (削除)

3 細則第2条の規定による支給額が、経過措置基準額（施行日の前日から引き続き本給の調整額適用職員である職員にあっては同日に適用されていた調整基本額。施行日以後に新たに本給の調整額適用職員となった職員にあっては施行日の前日に新たに本給の調整額適用職員になったとした場合に、その者に適用されることとなる調整基本額。）に100分の99.76を乗じて得た額に達しないこととなる職員には同上に規定する支給額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を本給の調整額として支給する。

一 2006年4月1日から2007年3月31日まで 100分の100

二 2007年4月1日から2008年3月31日まで 100分の75

三 2008年4月1日から2009年3月31日まで 100分の50

四 2009年4月1日から2010年3月31日まで 100分の25

4 第14条に規定する期末手当については、支給の準備が整うまでの間、それぞれその基準日現在(退職(死亡)した職員にあっては、退職(死亡)した日現在。以下この項及び次項において同じ。)において職員が受けるべき本給、本給の調整額、教職調整額、扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、表(1)に定める職員(再雇用職員は除く。)にあっては、本給、本給の調整額、教職調整額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(表2の職員にあっては、その額に本給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を基礎額とする。

5 第15条に規定する勤勉手当については、支給の準備が整うまでの間、それぞれその基準日現在において受けるべき本給、本給の調整額、教職調整額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額(表2の職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額を基礎額とし、支給の総額は、その基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5(表2の職員にあっては、100分の92.5)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

附 則(2006年細則第4号)

この細則は、2006年7月1日から施行する。

附 則(2007年細則第1号)

この細則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2007年細則第4号)

この細則は、2007年7月1日から施行する。

附 則(2007年細則第7号)

1 この細則は、2007年12月25日から施行し、2007年12月1日から適用する。ただし、第5条の規定は2007年4月1日から適用する。

2 2007年12月に支給する第15条の勤勉手当の総額は、第15条の規定にかかわらず、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及び地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の77.5(表2の職員にあっては、100分の97.5)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

附 則(2008年細則第4号)

この細則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2008年細則第7号)

この細則は、2008年12月24日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則(2009年細則第1号)

この細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2009年細則第2号)

この細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2009年細則第5号)

1 この細則は、2009年6月1日から施行する。

2 2009年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する規定については、第14条第1項中「6月に支給する場合においては100分の140」とあるのは、「6月に支給する場合においては100分の125」と、「表2の職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の120」とあるのは「表2の職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の110」と、第15条第1項中「100分の75」とあるのは、「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則(2009年細則第6号)

この細則は、2009年6月23日から施行し、2009年6月1日から適用する。

附 則（2009年細則第7号）

- 1 この細則は、2009年9月29日から施行し、2009年4月1日から適用する。
- 2 2011年3月31日までの間における第6条で定める割合は次表のとおりとする。

都道府県	支給地域	支給割合
愛知県	名古屋市	100分の12
	岡崎市	100分の9
	刈谷市	100分の9

附 則（2009年細則第9号）

- 1 この細則は、2009年12月1日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）及び附則（2006年細則第1号）第3項の規定は2010年1月1日から施行する。
- 2 2009年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する規定については、第14条第1項中「(表2の職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額)」とあるのは、「(表2の職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額)」と、第15条第1項中「(表2の職員にあっては、100分の90)」とあるのは、「(表2の職員にあっては、100分の95)」とする。

附 則（2010年細則第3号）

- 1 この細則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する管理職手当については、施行日の前日から引き続きその職を占めている職員（附属特別支援学校部主事を除く）で、改正後の額が改正前の額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない場合は、その差額を支給する。

附 則（2010年細則第9号）

- 1 この細則は、2010年12月1日から施行する。ただし、第10条の6の規定は、2010年11月1日から適用する。
- 2 2010年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する規定については、第14条第1項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(表2の職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは、「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の135を乗じて得た額(表2の職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額)」と、第15条第1項中「100分の67.5(表2の職員にあっては、100分の87.5)」とあるのは、「100分の65(表2の職員にあっては、100分の85)」とする。

附 則（2010年細則第10号）

- 1 この細則は、2011年1月1日から施行する。
- 2 給与規程附則(2010年規程第96号)第2項（以下「2010年規程第2項」という。）の規定が適用される間、第15条第1項に規定する勤勉手当の総額の計算は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、2010年規程第2項に掲げる職員で同項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの2010年規程第2項に規定する勤勉手当減額対象額に100分の0.975（表2の職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（2010年規程第2項に規定する最低号俸に達しない場合にあつては、2010年規程第2項に規定する勤勉手当減額基礎額に100分の65（表2の職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則（2011年細則第1号）

- 1 この細則は、2011年2月9日から施行し、2010年4月1日から適用する。

2 第6条に規定する地域手当の支給割合については、第6条の規定にかかわらず、2014年3月31日までの間、次表のとおりとする。

都道府県	支給地域	支給割合
愛知県	名古屋市	100分の12
	岡崎市	100分の9
	刈谷市	100分の12

附 則（2011年細則第2号）

この細則は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2012年細則第2号）

この細則は、2012年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定は2011年4月1日から適用する。

附 則（2012年細則第3号）

この細則は、2012年6月1日から施行する。

附 則（2012年細則第4号）

この細則は、2012年6月27日から施行する。ただし、附則（2011年細則第1号）第2項の規定は2012年4月1日から適用する。

附 則（2012年細則第5号）

この細則は、2012年9月11日から施行し、2012年8月1日から適用する。

附 則（2013年細則第4号）

この細則は、2013年3月29日から施行する。

附 則（2014年細則第2号）

この細則は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年細則第3号）

1 この細則は、2014年12月1日から施行する。

2 2014年12月に支給する勤勉手当に関する規定については、第15条第1項中「100分の75.0(表2の職員にあっては、100分の95.0)」とあるのは、「100分の82.5(表2の職員にあっては、100分の102.5)」とする。

附 則（2015年細則第1号）

この細則は、2015年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は2014年12月1日から適用する。

附 則（2015年細則第5号）

この細則は、2015年11月24日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則（2016年細則第1号）

1 この細則は、2016年2月24日から施行し、2015年12月1日から適用する。

2 2015年12月に支給する勤勉手当に関する規定については、第15条第1項中「100分の80.0(表2の職員にあっては、100分の100.0)」とあるのは、「100分の85.0(表2の職員にあっては、100分の105.0)」とする。

附 則（2016年細則第3号）

この細則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2016年細則第7号）

1 この細則は、2016年12月13日から施行し、2016年12月1日から適用する。

2 2016年12月に支給する勤勉手当に関する規定については、第15条第1項中「100分の85.0(表2の職員にあっては、100分の105.0)」とあるのは、「100分の90.0(表2の職員にあっては、100分の110.0)」とす

る。

附 則（２０１７年細則第２号）

- この細則は、２０１７年４月１日から施行する。
- 第５条第１項に規定する別に定める職員は、教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるものとする。
- 施行日から２０２０年３月３１日までの間における第５条第１項の規定の適用後の扶養手当の月額については、扶養親族、職務の級、年度に応じて次表のとおりとする。

扶養親族	職務の級	平成29年度	平成30年度	平成31年度
給与規程第26条第2項第1号に該当する者	一般職（一）の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上のもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして給与規程（２０１７年規程第２２号）附則第２項に規定する職員（以下「一般職（一）９級以上職員等」という。）	10,000円	6,500円	3,500円
	一般職（一）８級職員等	10,000	6,500	3,500
	上記以外の者	10,000	6,500	6,500
給与規程第26条第2項第2号に該当する者		8,000 (10,000)	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)
給与規程第26条第2項第3号から第6号までに該当する者	一般職（一）９級以上職員等	6,500 (9,000)	6,500 (6,500)	3,500 (3,500)
	一般職（一）８級職員等	6,500 (9,000)	6,500 (6,500)	3,500 (3,500)
	上記以外の者	6,500 (9,000)	6,500 (6,500)	6,500 (6,500)

※（ ）は職員に配偶者がいない場合の１人目

附 則（２０１７年細則第３号）

この細則は、２０１７年６月２７日から施行し、２０１７年６月１日から適用する。

附 則（２０１８年細則第１号）

- この細則は、２０１８年１月２９日から施行し、２０１７年１２月１日から適用する。
- ２０１７年１２月に支給する勤勉手当に関する規定については、第１５条第１項中「100分の90.0(表２の職員にあっては、100分の110.0)」とあるのは、「100分の95.0(表２の職員にあっては、100分の115.0)」とする。

附 則（２０１８年細則第４号）

この細則は、２０１８年４月１日から施行する。

附 則（２０１８年細則第７号）

- この細則は、２０１８年１２月２５日から施行し、２０１８年１２月１日から適用する。ただし、第１０条の２第２項の規定は、２０１８年１１月１日から適用する。
- ２０１８年１２月に支給する期末手当に関する第１４条第１項の規定の適用については、同項中「100分の130.0(表２の職員にあっては、100分の110.0)」とあるのは、「100分の137.5(表２の職員にあっては、100分の117.5)」とする。
- ２０１８年１２月に支給する勤勉手当に関する第１５条第１項の規定の適用については、同項中「100分の92.5(表２の職員にあっては、100分の112.5)」とあるのは、「100分の95.0(表２の職員にあっては、100分の115.0)」とする。

附 則（２０１９年細則第２号）

１ この細則は、２０１９年１２月２４日から施行し、２０１９年４月１日から適用する。ただし、第７条の規定は、２０２０年４月１日から適用する。

２ ２０１９年１２月に支給する勤勉手当に関する第１５条第１項の規定の適用については、同項中「100分の95.0（表２の職員にあっては、100分の115.0）」とあるのは、「100分の97.5（表２の職員にあっては、100分の117.5）」とする。

附 則（２０２０年細則第４号）

この細則は、２０２０年４月１日から施行する。

附 則（２０２０年細則第７号）

この細則は、２０２０年１２月８日から施行し、２０２０年１２月１日から適用する。

附 則（２０２０年細則第１０号）

この細則は、２０２０年１２月１０日から施行する。ただし、第２条の規定は、２０２１年４月１日から施行する。

附 則（２０２１年細則第３号）

この細則は、２０２１年４月１日から施行する。ただし第１６条の２第１項に定める表及び別表第２のうち、学長補佐にかかる改正については２０２０年４月１日から適用する。

附 則（２０２２年細則第１号）

この細則は、２０２２年４月１日から施行する。

附 則（２０２２年細則第２号）

この細則は、２０２２年４月１日から施行する。ただし、第１０条の３第１号に定める表中、「総合型・学校推薦型選抜」は２０２０年４月１日から適用し、「第２年次編入学試験」は２０２１年４月１日から適用する。

附 則（２０２２年細則第５号）

この細則は、２０２２年１２月１日から施行する。

附 則（２０２３年細則第５号）

この細則は、２０２３年１２月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）本給の調整額

ア 教育職本給表（一） 調整基本額表

職務の級	調 整 基 本 額
１ 級	9,000円。ただし、１号俸 8,590円、 ２号俸 8,685円、 ３号俸 8,779円、 ４号俸 8,869円、 ５号俸 8,955円
２ 級	10,500円。ただし、１号俸10,489円
３ 級	11,900円
４ 級	12,700円
５ 級	15,000円
６ 級	16,300円

備考 国立大学法人愛知教育大学年俸制適用教育職員給与規程（２０１７年３月２８日規程２４号。以下「年俸制教員給与規程」という。）が適用される職員に係るこの表の職務の級の適用は、年俸制教員給与規程別表第２の基本給表(1)又は(2)において、当該職員の基本年俸の算定基礎となった級と同じ級によるものとする。この場合における１級及び２級の調整基本額は、各級の最高額によるものとする。

イ 教育職本給表（二） 調整基本額表

職務の級	調 整 基 本 額
------	-----------

1 級	9,000円。ただし、1号俸 7,974円、 2号俸 8,041円、 3号俸 8,113円、 4号俸 8,181円、 5号俸 8,253円、 6号俸 8,338円、 7号俸 8,419円、 8号俸 8,505円、 9号俸 8,581円、 10号俸 8,676円、 11号俸 8,766円、 12号俸 8,856円、 13号俸 8,946円
2 級	11,100円。ただし、1号俸 9,886円、 2号俸 9,963円、 3号俸10,030円、 4号俸 10,098円、 5号俸10,174円、 6号俸10,233円、 7号俸10,287円、 8号俸10,345円、 9号俸10,422円、 10号俸10,498円、 11号俸10,575円、 12号俸10,647円、 13号俸10,714円、 14号俸10,804円、 15号俸10,890円、 16号俸10,975円、 17号俸11,052円
3 級	11,900円。(給与規程別表第4の備考(二)に定める職員にあつては、12,200円)
4 級	13,100円

別表第2 (第3条関係) 管理職手当

職 名	支給額 (月額)
事務局長	115,000円
部長 (附属学校部長を除く。)	(8級) 94,000円
	(7級) 88,500円
	(6級) 72,700円
課長	(6級) 62,300円
	(5級) 59,500円
副学長	70,000円
学系長	50,000円
附属学校部長	70,000円
附属学校長	55,000円
附属学校長 (本学教授が兼務する場合)	50,000円
附属幼稚園長	55,000円
附属幼稚園長 (本学教授が兼務する場合)	50,000円
附属学校副校長	55,000円
附属幼稚園副園長	55,000円
附属学校教頭	35,000円

備考 (一) 学系長、附属学校長、又は附属幼稚園長が学長補佐を兼ねる場合は月額70,000円を支給する。

(二) 附属学校長、附属学校長 (本学教授が兼務する場合)、又は附属幼稚園長が附属学校部長を兼ねる場合は月額85,000円を支給する。

別表第3 (第4条関係) 初任給調整手当

期 間 の 区 分	手 当 の 額
1年未満	51,100円
1年以上 2年未満	51,100円
2年以上 3年未満	51,100円
3年以上 4年未満	51,100円
4年以上 5年未満	51,100円
5年以上 6年未満	51,100円
6年以上 7年未満	49,300円
7年以上 8年未満	47,500円

8年以上	9年未満	45,700円
9年以上	10年未満	43,900円
10年以上	11年未満	42,100円
11年以上	12年未満	40,300円
12年以上	13年未満	38,500円
13年以上	14年未満	36,700円
14年以上	15年未満	35,300円
15年以上	16年未満	33,900円
16年以上	17年未満	32,500円
17年以上	18年未満	31,100円
18年以上	19年未満	29,700円
19年以上	20年未満	28,300円
20年以上	21年未満	26,900円
21年以上	22年未満	26,300円
22年以上	23年未満	25,700円
23年以上	24年未満	24,700円
24年以上	25年未満	24,100円
25年以上	26年未満	23,500円
26年以上	27年未満	22,900円
27年以上	28年未満	22,300円
28年以上	29年未満	21,500円
29年以上	30年未満	21,200円
30年以上	31年未満	20,800円
31年以上	32年未満	20,200円
32年以上	33年未満	19,300円
33年以上	34年未満	18,400円
34年以上	35年未満	17,700円

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第4（第6条関係）地域手当

支給地域	支給割合
名古屋市	100分の12
刈谷市	100分の12
岡崎市	100分の9

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、2006年4月1日においてそれらの名称を有する市の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第5（第16条関係）義務教育等教員特別手当

ア 教育職本給表（二）の適用を受ける者

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
1～4	2,000 円	2,500 円	5,100 円	6,800 円
5～8	2,000	2,600	5,200	7,000
9～12	2,100	2,800	5,400	7,100
13～16	2,200	2,900	5,600	7,300
17～20	2,300	3,000	5,700	7,400
21～24	2,400	3,100	5,900	7,600
25～28	2,600	3,300	6,000	7,700
29～32	2,700	3,500	6,200	7,800
33～36	2,800	3,700	6,300	7,900
37	2,900	3,800	6,500	8,000
38～40	2,900	3,800	6,500	
41～44	3,000	4,200	6,600	
45～48	3,200	4,300	6,800	
49～52	3,300	4,500	6,900	
53～56	3,400	4,800	7,000	
57～60	3,500	5,000	7,200	
61～64	3,600	5,100	7,300	
65～68	3,700	5,300	7,400	
69～72	3,800	5,400	7,400	
73～76	3,900	5,600	7,500	
77	4,000	5,700	7,600	
78～80	4,000	5,700		
81～84	4,100	5,800		
85～88	4,200	6,000		
89～92	4,300	6,100		
93～96	4,400	6,200		
97～100	4,400	6,400		
101～104	4,500	6,500		
105～108	4,600	6,600		
109～112	4,600	6,700		
113～116	4,600	6,800		
117～120	4,700	6,800		
121～124	4,800	6,900		
125～128	4,800	7,000		
129～132	4,900	7,000		
133～136	4,900	7,100		
137	5,000	7,100		
138～140	5,000			

141～144	5,000			
145～148	5,100			
149～152	5,100			
153	5,200			
再雇用職員	3,200	3,800	5,100	6,500

イ教育職本給表（三）の適用を受ける者

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
1～4	2,000 円	2,100 円	4,200 円	6,800 円
5～8	2,000	2,200	4,400	7,000
9～12	2,100	2,400	4,600	7,100
13～16	2,200	2,500	4,900	7,300
17～20	2,300	2,600	5,100	7,400
21～24	2,400	2,800	5,200	7,600
25～28	2,600	2,900	5,400	7,700
29～32	2,700	3,000	5,600	7,800
33～36	2,800	3,100	5,700	7,900
37	2,900	3,300	5,900	8,000
38～40	2,900	3,300	5,900	
41～44	3,000	3,500	6,000	
45～48	3,200	3,700	6,200	
49～52	3,300	3,800	6,300	
53～56	3,400	4,200	6,500	
57～60	3,500	4,300	6,600	
61～64	3,600	4,500	6,800	
65～68	3,700	4,800	6,900	
69～72	3,800	5,000	7,000	
73～76	3,900	5,100	7,200	
77～80	4,000	5,300	7,300	
81～84	4,100	5,400	7,400	
85～88	4,200	5,600	7,400	
89～92	4,300	5,700	7,500	
93	4,400	5,800	7,600	
94～96	4,400	5,800		
97～100	4,400	6,000		
101～104	4,500	6,100		
105～108	4,600	6,200		
109～112	4,600	6,400		
113～116	4,600	6,500		

117~120	4,700	6,600		
121~124	4,800	6,700		
125	4,800	6,800		
126~128		6,800		
129~132		6,800		
133~136		6,900		
137~140		7,000		
141~144		7,000		
145~148		7,100		
149		7,100		
再雇用職員	3,200	3,800	5,100	6,500